

令和2年4月28日

総務部 防災管理課

新型コロナウイルス感染症対策における災害時避難所運営方針<地震・津波編>

【目的】

この方針により、三沢市避難所運営マニュアル（平成19年作成）を補完し、避難所における感染症対策を徹底する。

○基本的な考え方

- ・避難所の過密状態防止
- ・避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底
- ・避難所スペースの確保
- ・避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力
- ・感染が疑われる避難者への適切な対応

○災害想定

青森県東方沖地震（マグニチュード9）による津波（津波警報発令）

避難地域：津波浸水想定区域内（三沢市津波ハザードマップより）

開設指定避難所：第二中学校、三沢小学校、木崎野小学校、堀口中学校

国際交流スポーツセンター

※開設指定避難所：初期段階の優先開設場所。被害の拡大等により順次開設箇所を増加する。

○災害対策本部の動き

災害対策本部設置（同時に感染症対策本部の権限も災害対策本部へ移行：対策本部長＝市長）

- ・教育班：避難所（学校）の開錠及び運営支援、施設管理者との調整
発熱者専用スペース及び専用通路の確保
（3密を避ける観点から避難施設全体を受入場所と想定する）

※各避難所の詳細は別紙に示す

- ・避難所運営班：1避難所1班職員3名編成（目安：1班8時間滞在）

携行品：防護服、非接触型体温計、消毒液

受付時の検温、発熱者が発生した場合の専用スペースへの案内

○避難所での具体的な対策方法

①避難所の過密状態防止

- ・津波浸水区域以外の住民には、在宅避難又は親族・友人宅への避難を優先するよう周知する。
- ・車中泊におけるエコノミークラス症候群対策として、避難所内の情報掲示板等により注意喚起をする。

②避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底

<手洗い、咳エチケットの徹底>

- ・手洗い、咳エチケットを避難者に徹底させるため、避難所内の情報掲示板等に厚生労働省作成のチラシ等を掲示する。

<十分な換気の実施>

- ・避難所内、特に居住スペースについては十分な換気に努める

<十分な居住スペース及び社会的距離の確保>

- ・避難者の居住スペースについては、可能な範囲で十分なスペースを確保する
- ・居住スペースにおいては飛沫を防ぐため段ボール等によるパーティションの設置、床からの埃の吸い込みによる健康被害防止のための段ボールベッドの設置に努める。必要に応じて災害支援協定の締結先へ供給の協力を要請する。
- ・パーティションが無い場合は、他の人に飛沫が飛ばないように、避難者同士の間隔を十分に（2メートル程度）確保する。

<入所時及び定期的な健康チェック>

- ・避難所受け入れ時及び定期的に検温を実施し、避難者自身が「健康管理チェックリスト」により健康管理する。

<災害用備蓄品（衛生用品）の積極的な活用>

- ・避難所に配備されているマスク、消毒液など衛生環境を保持するための備蓄品を積極的に活用する。
- ・消毒液は必ず受付に設置する。

③避難所スペースの確保

- ・発災時には可能な範囲で多くの指定避難所を開設する
- ・指定避難所におけるスペース確保のため従来の避難スペース以外の使用できるスペースを最大限拡大するように努める。

④避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力

- ・避難の際には、食料、飲料水等の他、マスク、消毒液、体温計を持参する。

- ・こまめに手洗いをする。特に食事前、トイレ使用後は徹底するが、断水を考慮し、節水に努めながら実施する。
- ・原則マスクを着用する。マスクが無い場合は、ティッシュやハンカチで口と鼻を覆う。また、急に咳が出る時ときは袖や上着の内側で覆う。
- ・向かい合わせではなく背を向けて座るようにする。
- ・自身で普段より熱が高い場合、又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある場合は、速やかに避難所運営スタッフに報告する（健康管理チェックリストによる自己管理）

⑤感染が疑われる避難者への適切な対応

- ・感染が疑われる避難者や避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を専用スペースへ移動させたいうえで、避難所から災害対策本部保健班に連絡し検査、移送等の調整をする。
- ・専用スペースは居住スペース以外の個室にするとともに専用トイレを確保する。専用スペースでは簡易テント等で区切る工夫をする。

○避難所入場時対応概要

①避難所入り口にて検温

受入の際、混雑が予想されるが出来るだけ距離（2 m）を取って並んでもらう健康状態を伺い、

37.5度以下避難者→入場可（学校→体育館 スポセン→サブアリーナ）

37.5度以上避難者→専用スペースへ（自家用車での避難者は車で待機）

②37.5度以上避難者が確認された場合、または、体調不良（だるさ、息苦しさ、風邪の症状等）を訴えている場合

避難所運営班：災対本部へ連絡（MCA 無線）、避難者を専用スペースへ

↓

災害対策本部保健班：保健師を派遣（可能な限り2人1組体制）

現場保健師：避難者への聞き取り災害対策本部保健班へ連絡、

↓

災害対策本部保健班：上十三保健所「帰国者・接触者相談センター」へ連絡

今後の対処について指示を要請